

令和3年度県北ニューツーリズム推進事業 ロングトレイル整備・活用等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和3年度県北ニューツーリズム推進事業ロングトレイル整備・活用等業務

2 委託業務の目的

茨城県の県北地域（日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町をいう。以下同じ。）における観光・交流を核とした地域づくりを促進するため、県北地域に点在する多様な地域資源（自然、歴史・文化遺産、食、アクティビティ、温泉等）をつなぐロングトレイルコース（以下「コース」という。）の整備や活用等を進めていくことで、新しい滞在・体験型のツーリズムを推進する。

3 委託期間

契約の日から令和4年3月31日まで

4 委託業務の内容

（1）現地コーディネーターとの連携

事業の実施にあたっては、必要に応じて、委託者の指定する現地の情報に精通した地元の案内人を現地コーディネーターとして配置し、以下の役割を務めてもらうこととしているため、連携を図りながら業務を進めるとともに、役割の遂行について報償を支払うこと。

① 現地コーディネーターの役割

- ・ コースの整備・活用にあたっての地元情報の提供、助言
- ・ コース案のブラッシュアップにあたっての地元情報の提供、助言 等

（2）検討会運営に係る支援

① 実施時期

- ・ 検討会開催：令和3年5月、9月（2回以上）

② 実施内容

- ・ 必要に応じ、出席を要する有識者（1回1名程度）を提案し、委託者の確認を受けた上で出席を調整すること。
- ・ 会議資料は、検討会開催1カ月前までに作成すること。
- ・ 検討会開催後3週間以内に議事録を作成し委託者に提出すること。
- ・ 茨城県北ニューツーリズム推進協議会（仮）を発足した場合でも、検討会と同様の業務を行うこと。
- ・ その他、検討会運営支援に必要な事務を行うこと。

（3）体験イベント

① 実施時期

- ・ 令和3年5月から令和4年1月まで（3回以上）

- ・ イベント企画・行程案の提出：イベント実施1月前まで

② 実施内容

- ・ あらかじめイベント企画（行程表を含む。）を作成して委託者に提出し、確認を受けた上で実施すること。
- ・ イベントはコースを活用のうえ各々実施することとし、年間の参加者が延べ300人以上となるよう努めること。（1回以上はコース上で行うこと。）
- ・ 登山愛好家等のターゲット層を設定し、広告宣伝を検証し費用効果の高い手法を選定・提案の上、実施すること。
- ・ 交通（バス・運転手・有料道路支払等）及び食事等必要な手配・調整を行うこと。
- ・ 参加者は国内旅行保険に加入させるものとし、1回当たり1名以上のガイドを手配し、安全確保に十分努めること。
- ・ 参加者に対しコースの魅力や評価、整備の課題等に関するアンケート調査を実施し、効果を検証すること。アンケート項目についてはあらかじめ委託者と調整の上了解を得ること。
- ・ 受託者において管理可能かつ有効な広報媒体によって、イベントの内容や参加者の感想、県北地域の地域資源の魅力を発信すること。
- ・ 参加者への報償が発生する場合には委託費の中から支払うこと。
- ・ イベント終了後3週間以内に実施報告書（アンケート結果集計を含む。）を作成し、委託者に提出すること。
- ・ その他、体験イベントの実施に必要な事務を行うこと。

（4）WEB管理及びコンテンツの充実

① 実施時期

令和3年4月から令和4年3月まで

② 実施内容

- ・ 令和2年度に開設したWEBサイトを別添1のとおり管理・新規コンテンツの拡充を図るとともに、各項目について、適宜最新情報に更新すること。
- ・ コースについて、開通したコースのデータ（gpx、kml等）を公開し、ダウンロードできるようにすること。
- ・ （5）で作成した周遊型マップについて、WEB上で閲覧できるようにすること。

（5）コース及び地域資源等の周遊型マップの作成・PR

① 実施時期

マップ作成：令和3年4月から令和4年3月まで（随時）

PR関係：令和3年9月から令和4年3月まで

② 実施内容

- ・ 多様な顧客層を目指し、茨城県北ロングトレイルに何度も来てもらえるよう、以下アのとおり、開通済みコース（令和3年度開通見込コースを含む。）への複数のアクセス方法を網羅した携行登山用のアクセスマップを作成する。
また、情報発信の効果を高めるため、雑誌等の広告媒体を活用し、当該アクセスマップを活用した地域資源情報の発信を行う。

(委託業務の内容)

ア アクセスマップの作成

(ア) 作成数 1.5 万部

※アクセスマップは、県北地域の魅力向上に資するものとする。

※印刷物は、WEB サイトでも閲覧可能な形式 (PDF ファイル等) で掲載する。

※その他規格やレイアウト、デザイン等については、提案による。

(イ) 留意事項

- a アクセスマップについては、茨城県北ロングトレイルのコースが一目で分かり、次回の来訪を促すような仕掛けをすること。
- b 登山中の携行性、登山計画の立て易さ、等高線を付記するなど、現地利用に配慮すること。
- c 県外からの来訪に配慮し、公共交通機関等の周辺ポイントからのアクセス案内をすること。
- d 県北にある観光施設 (袋田の滝等) の案内、利用のルール及びマナー並びにトイレ及び水場等の案内を入れること。なお、QR コード等により、WEB サイト等の観光案内情報を閲覧できるようにしても構わない。
- e QR コード等を記載し、WEB サイトへの案内及び PDF ファイルでの閲覧も容易に利用できるようにすること。
- f 国外からの観光客にも対応するため、日・英の2か国語以上の表記とすること。
- g 2回以上の校正を行うこと。

イ アクセスマップを活用した地域資源情報の発信

(ア) 雑誌等の広告媒体

広告媒体の選定 (1誌とする)、広告の掲載回数等については、提案による

(イ) 掲載時期

誘客に効果的と思われる時期

(ウ) 留意事項

- a 原則として、現地において取材を行うこと。
- b 雑誌等については、4~6 ページ程度 (原則 2 ページ以上) で、茨城県北ロングトレイルのイメージ向上に効果的な掲載とすること。

(6) コースの整備及び活用に関わるリーダー人材の育成

① 実施時期

- ・ 人材選抜：令和3年9月まで
- ・ 人材育成：令和4年3月まで

② 実施内容

- ・ コースを恒久的に使用できるようにするとともに、コース利用促進を図ることを目的とし、コースの整備及び活用に関わるリーダーとなりうる人材 (以下「整備活用リーダー人材」という。) を育成するため、以下のとおり進めることとする。

ア 整備活用リーダー人材募集

(ア) 募集方法

整備活用リーダー人材募集に係る周知・広告 (チラシ作成・配布、WEB サイト

等の実施)を実施し、対象者を広く募る。なお、対象者は、県北地域に興味がある登山愛好家等とする。

- (イ) 募集人数 10名程度(各市町に1～2名程度のリーダーを想定)
- (ウ) 選抜方法 書面審査及び面接審査を実施する。
募集要項については、委託者と調整すること。
- (エ) 賃 金 無償(ボランティア)を想定

イ 整備活用リーダー人材育成

- (ア) 年5回程度、研修会を実施すること。
- (イ) 以下の内容について研修すること。方法については、提案による。
 - ・ コースの状況
 - ・ 整備の方法
 - ・ 的確な指示の方法
 - ・ コースガイドの方法
 - ・ 活用方法を検討・発表する研修会
 - ・ 国有林境界標及び貸付杭に破損・欠損等がないか確認する作業
 - ・ 令和2年度開通したコース全体を使用した実地研修
- (ウ) 研修会の実施結果を3週間以内に実施報告書(アンケート結果集計を含む。)を作成し、委託者に提出すること。

(7) お土産商品(アウトドアグッズ)の企画・開発支援

① 実施時期

- 4月中旬 コンペの募集要項決定、開発・販売プラン事前告知
- 7月上旬 コンペ開催(選定事業の決定)
- 7月中旬 選定事業開発開始、進捗状況把握
- 12月上旬 選定事業開発完了
- 12月中旬 成果報告会の開催

② 実施内容

- ・ 地域の創意・工夫による、県北ロングトレイルのお土産(アウトドアグッズ)開発プランを公募し、コンペティション(以下「コンペ」という。)方式により選定された商品開発プランを支援する。
 - ア 土産品の開発・販売促進プラン等の募集
コンペ実施に係る周知・広告(チラシ作成・配布、WEB広告等の実施)を実施し、参加者を広く募る。
 - イ コンペの企画調整・運営(審査員の選定・依頼を含む)
コンペを開催し、補助金を交付する事業者を選定するための審査を実施する。
 - ウ 補助金の交付
選定事業に対し、開発経費を交付する。(精算等の事務を含む。)
 - エ 進捗状況把握
選定事業の進捗状況を把握し、県に報告する。
 - オ 成果報告会

選定事業の成果を関係者間で共有するため、報告会を開催する。

カ その他

コンペ実施に関して必要なことを行う。

③ 留意点

- ・ 審査会及び成果報告会は一般公開とし、開発商品の選定から商品が完成するまでの過程自体がプロモーションできるよう工夫を講じること。
- ・ 開発プランはテーマ及びターゲットを明確にして公募すること。

(8) コースの整備

① 実施時期

令和4年3月まで

② 実施内容

- ・ あらかじめ、整備設計書（業務実施予定表等を含む。）を作成し、委託者の了解を得るとともに、当設計書に基づき整備を実施すること。
- ・ 整備設計書の作成にあたっては、委託者及び現地コーディネーターと連携し、令和元年度作成（令和2年度修正部分を含む。）のコース案をもとに現行の登山道や地域資源に関する情報を再整理し、コースを確定した上で行うこと。
- ・ 整備設計書は、①コース上の下草刈等を行う箇所、②道標を設置する箇所、③コース中の急斜面や地面が滑る等の危険箇所（以下「通行危険箇所」という。）の解消のためのロープや鎖等（以下「ロープ等」という。）を設置する箇所についての整理を行い、①～③をそれぞれ分けて作成すること。
- ・ 下草刈等については、別添2下草刈等業務委託仕様に基づき、実施すること。
- ・ 道標製作・設置については、委託者の提供する令和2年度に制作した道標デザインを使用するとともに、デザインガイドライン及び別添3道標製作・設置等業務委託仕様に基づき、実施すること。
- ・ 通行危険箇所へのロープ等設置について、委託者に通行危険箇所を示した図面を提示し承諾を得たうえで、ロープ等を設置すること。なお、ロープ等の購入費用は、委託費の中から支払うこと。
- ・ 通行危険箇所へロープ等を設置する場所について、国有林貸付及び自然公園内での作業許可等に関する必要書類等の提出に関する作業協力を求められた際は、委託費の中から対応を行うこと。
- ・ 整備設計書に不備のある場合においては、委託者より都度指示を受け、場合によってはコースの変更、再案をした上で本提出とすること。

(整備設計書の作成ポイント)

- 整備箇所を記した地図の縮尺については、下草刈箇所、道標設置箇所、通行危険箇所のいずれも 25,000 分の 1 とすること。
- 下草刈、道標設置、通行危険箇所いずれも整備後の出来形、状況等がわかりやすいよう工夫すること。
- 現状整備されている登山道については、整備状況及び登山客の来訪状況に応じて、整備の必要性を判断すること。
- 下草刈については、刈込幅・高さ等がわかりやすいよう、参考写真等を添付すること。
- 道標設置については、設置する向き・高さ等がわかりやすいよう、参考図面等を添付すること。
- 通行危険箇所については、現況写真を添付のうえ、危険解消に係る対応方針について記載すること。
- その他、コースの整備にあたって必要となる情報を記載すること。

5 想定スケジュール案

項目	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
(1) 現地コーディネーターとの連携	←	※随時連携（情報提供・助言等）		→
(2) 検討会運営支援	○ ※第1回 有識者調整・ 資料作成等	○ ※第2回 有識者調整・ 資料作成等		
(3) 体験イベント	←← ※企画・広報		→→ ※イベント実施・効果検証等	
(4) WEB管理・コンテンツ拡充	←	※WEB管理 ※コンテンツ拡充		→
(5) マップの作成・PR	←→ ※マップ作成に係る 情報収集	← ※マップ作成	←→ ※アクセスマップを活用した PR事業	→
(6) 人材育成	←→ ※募集	← ※決定	→ ※研修等実施	→
(7) お土産（アウトドアグッズ）の企画・開発支援	←→ ※コンペ周知	←→ ※コンペ開催	←→ ※グッズ作成	→
(8) コース整備	← ※下草刈り及び道標設置計画作成（権利関係の調整が完了した場所から随時実施できるよう作成）		→ ※下草刈	→ ※道標製作・設置

6 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

7 著作権の取扱

- (1) 本委託業務の実施による文章、画像、音声その他一切の著作権については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) 受託者は、成果品にかかる著作権者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

8 業務実施上の留意点

- (1) すべての工程にわたり、適宜、委託者・事業者等と連携を図り、情報共有しながら業務の運営にあたること。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な業務推進のため、契約後速やかに工程表及び懸案事項管理表を作成し、委託者の確認を受けること。
- (3) 上記(2)で作成した工程表と、実際の業務の進捗に齟齬が生じる場合は、委託者へ都度の報告・連絡・相談を行うこととし、十分に確認を行った上で調整を図ること。
- (4) 業務の特性上、やむを得ず再委託となる場合は、再委託先の情報を開示するとともに、一連のやり取りにおいては、逐次委託者への報告を行うとともに都度の同意を得ること。
- (5) 本契約に基づく協議や進捗報告等について、受託者により委託事業ごとの体制表、上記(2)で作成した工程表及び懸案事項管理表を提出のうえ、月に1度以上対面やオンラインによる打合せを行い、当該協議や進捗報告等における内容を書面に記録のうえ、2週間以内に委託者に提出し、委託者の確認を受けること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有用な提案を積極的に行うこと。

9 実績報告

受託者は業務完了後、下記により実施状況等について実績報告を作成し、委託者へ提出すること。

- (1) 提出物
 - ・ 報告書 2部 (A4)
 - ・ 報告書の電子媒体 (ワード、エクセル、PDF等) 1式 (CD-R)
 - ・ 整備設計書 (ワード、エクセル、PDF等) 1式 (CD-R)
 - ・ マップ (紙媒体) 2部
 - ・ マップ (電子媒体・PDF等) 1式 (CD-R)
 - ・ お土産 (アウトドアグッズ) 開発商品 1式
 - ・ その他調査に関連して作成した資料等の電子媒体 1式 (CD-R)
- (2) 提出期限
令和4年3月31日
- (3) 提出先
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県政策企画部県北振興局

10 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な調整・協議のうえ、その指示に従うこと。
- (2) 当委託業務の契約に関する費用 (印紙代を含む) は、受託者の負担とすること。
- (3) 本仕様書に明示無き事項または業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

WEB管理及びコンテンツの充実業務委託仕様

1 茨城県北ロングトレイルホームページの運営及び管理

以下の内容を踏まえつつ、県北地域の里山や現在整備を進めている茨城県北ロングトレイルの魅力を発信し、県北地域への誘客を促進するホームページとすること。

なお、記事を追加・更新する際には、委託者に確認のうえ実施すること。

(1) 新規設置項目

ア 踏破証明書発行フォーム

(ア) 開通したコースを踏破した利用者に対し、踏破証明書を提供するフォームを作成し、交付すること。なお、交付方法として、紙、電子等は問わないが、長期的に交付できるような方法とすること。

(イ) (ア) では、属性分析ができるような内容（住所（都道府県・市町村程度を記入）、年齢、性別等）を入力必須項目及びコースに対する意見を任意回答項目とし、得た踏破者のデータは、適宜委託者が確認でき、容易に属性分析が可能とすること。

イ 英語版 WEB サイト制作

インバウンドを対象とした、英語版のページを作成すること。

(2) システムの運用管理及び保守

ア 茨城県北ロングトレイルの魅力を発信し、県北地域への誘客を促進するホームページとすること。

イ ホームページ制作にあたっては、「Web アクセシビリティ指針」に準拠すること。
(https://www.pref.ibaraki.jp/kigyousite_policy/format/guidelines.pdf)

ウ ホームページについて適切に管理を行い、障害が発生した時には、直ちに委託者に対して報告を行うとともに、受託者の費用に応じて対策を講じ、復旧を行うこと。

エ システムの運用管理及び保守を行うものを明確に定め、個別の ID、パスワード等によりアクセス権限を管理すること。権限を持つものに異動等があった場合には速やかにパスワード等を抹消するとともに、委託者に報告を行うこと。

オ サーバー、回線は想定するアクセス数等を踏まえ必要かつ十分な容量とし、システム関連機器は耐障害性に優れた構成にするなど信頼性が確保できるものとする。

カ アプリケーションは、透明性の高いオープンソースのものを使用し、必要に応じてソースプログラムの改造等のカスタマイズができるものとする。また、アプリケーションに脆弱性が発見された場合は、製品ベンダーが提供する修正プログラム（パッチ）を適用したり、ネットワーク経由でのアップデートを行ったりするなど速やかに対応すること。

キ 運用管理は次のとおりとすること

- ・ 稼働状況監視（ログチェック、ヘルスチェック）
- ・ 障害対策
- ・ 機器の保守点検（年に1回以上）

- ・ バックアップ（四半期ごとに1回以上）
 - ・ セキュリティ情報の収集、報告及び対策
 - ・ ウイルス対策
- ク システムの更新作業や機器の交換等システムの運用において発生した作業内容については作業記録を作成し、適切に管理すること。
- ケ 運用管理において取得したバックアップのデータについては、本事業の業務実施期間満了後、適切な管理のもと1年以上保管するとともに、システムログやアクセスログについても取得から1ヶ月程度閲覧可能とすること。
- コ システム環境（サーバー等）やシステム関連機器の変更、データベースの移行等を行う必要が生じた場合は、委託者の了承を得たうえで、受託者において変更や変更前のバックアップを行うとともに、変更や移行後の動作試験を行うなどホームページの継続的な運用に支障がないように実施すること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。
- サ 必要に応じて委託者からの指示に基づき、CMS等の軽微なシステム改修を行うこと。
- シ 委託者からの技術的問い合わせや更新依頼及び障害発生等に常に対応できるよう、サポート体制を整備すること。
- ス 定期的にアクセス解析を実施すること。
- (3) 運用に関する定期報告
- ア 毎月、下記事項を記載した報告書を委託者に提出すること。
- ・ 当月のアクセス状況
 - ・ 当月に実施したシステム改修等の内容
 - ・ その他ホームページの運用に関して実施した事項。
- イ 報告書は、報告月の翌月10日までにデータのメール送信により提出すること。
- (4) セキュリティ対策
- ア 使用するウイルス対策ソフトについては、最新のパターンファイルを使用したチェックを行うとともに、不正アクセス、ハッキング等についても対策を講じること。
- イ セキュリティホールのチェックを行い、問題が発見された場合には速やかに対策を講じること。
- ウ 常に最新のセキュリティインシデントの情報を収集し、対策に努めること。
- エ システムで取り扱う情報は、すべて暗号化処理（SSL等）を施し、対策に努めること。
- オ 委託者が定期的に実施するセキュリティ診断等については、その指示に従い、適切に対応するとともに、異常が検出された場合は速やかに改善策を講じること。なお、これらの経費は委託費に含むものとする。

2 納品等

(1) 納品すべき物品

① 茨城県北ロングトレイルホームページに係るもの

- ア ホームページ全ページの打ち出し 紙3部（カラー印刷）
- イ バックアップ媒体 データ1部

ロングトレイル下草刈業務委託仕様

- 1 業務内容 ロングトレイルコースの下草刈（コース内倒木等移動含む）
- 2 実施期間 契約締結日から令和4年3月31日まで
- 3 場所 ロングトレイルコースのうち、用地の権利関係調整が完了した任意の箇所（開通済みの区間を含む70km程度）

4 実施方法

（下草刈の実施計画の作成）

- （1） 委託者と調整の上、今年度下草刈の整備を行うエリア案を設定し、委託者に提出すること。
- （2） （1）で設定したエリア案を踏まえて、権利関係等を委託者等と確認の上、下草刈を行う場所と現地の写真を図面上に作成し、委託者に提出を行うこと。
- （3） 下草刈を行う場所について、国有林貸付及び自然公園内での作業許可等に関する必要書類等の提出に関する作業協力を求められた際は、委託費の中から対応を行うこと。

（下草刈等の実施）

- （4） （1）～（3）での調整内容に基づき実施すること。
- （5） 下草刈については、国有林貸付若しくは民有地の地権者の同意等の作業許可の手続きが完了した範囲に限って行うものとし、実施方法については別途委託者との協議の上、決定すること。
- （6） コース通行者・利用者が快適で安全に通行及び利用できるように実施すること。
- （7） 作業にあたっては、コース利用者等及び作業員の安全確保に十分留意するとともに、ボランティア保険若しくはイベント共済保険等への加入を行うこと。
- （8） 作業で発生した刈草等の処分は原則行わないが、コース利用者等の妨げにならないよう遊歩道外への集草を行うなどの対応をすること。
- （9） コースに崖崩れ等危険箇所を発見した場合は作業を中断し、ただちに県北振興局へ報告すること。
- （10） 業務日報にカラー写真（現場状況、作業実施前後等）及び作業実施箇所を記載したマップ等を添付した月報を提出すること。また、全業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。
- （11） 業務の実施にあたって、購入した備品等については、台帳等にまとめて委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い、適切に管理すること。
- （12） 作業を進める上で不測の事態が生じた場合やこの仕様に記載のない事項について疑義を生じた場合、協議の上誠意を持ってその解決にあたるものとする。

ロングトレイル道標製作・設置等業務仕様

- 1 業務内容 ロングトレイルコースの道標製作・設置及びこれら実施にかかる調査
- 2 場所 ロングトレイルコースのうち、用地の権利関係調整が完了した任意の箇所（開通済みの区間を含む。100本程度。）

3 実施方法

（道標の設置計画の作成）

- (1) 委託者と調整の上、今年度道標の整備を行うエリア案を設定し、委託者に提出すること。
- (2) (1) で設定したエリア案に基づき、権利関係等を委託者等と確認の上、道標を設置する場所と現地の写真を図面上に作成し、委託者に提出を行うこと。

（道標の設計・製作・設置）

- (3) 道標に掲載する内容について、令和2年度に作成した道標を元に製作し、委託者に提出すること。なお、道標以外にも簡易的なコース表示のため、木に括り付ける紙テープやセロファン等（以下「テープ等」という。）も製作すること。
- (4) 道標及びテープ等の裏面等に、事業名及び「茨城県」等の設置主体が分かる標記を記載すること。
- (5) コース通行者・利用者が快適で安全に通行及び利用できるように実施すること。
- (6) 作業にあたっては、コース利用者等及び作業員の安全確保に十分留意するとともに、ボランティア保険若しくはイベント共済保険等への加入を行うこと。
- (7) コースに崖崩れ等危険箇所を発見した場合は、ただちに県北振興局へ報告するとともに、一時通行止めにするなど、必要な対策を実施したうえで、Webサイト等で注意喚起すること。
- (8) 業務日報にカラー写真（現場状況、作業実施前後等）及び作業実施箇所を記載したマップ等を添付した月報を提出すること。また、全業務完了後、速やかに完了報告書を提出すること。
- (9) 業務の実施にあたって、購入した備品等については、台帳等にまとめて委託者に報告するとともに、委託者の指示に従い、適切に管理すること。
- (10) 作業を進める上で不測の事態が生じた場合やこの仕様に記載のない事項について疑義が生じた場合、協議の上、誠意を持ってその解決にあたるものとする。